



2019年12月6日

各 位

上場会社名 株式会社フジコー
[銘柄名：FUJIKOH]
(コード番号：2405 東証 第二部)
本店所在地 東京都台東区駒形二丁目7番5号
代 表 者 代表取締役社長 小林 直人
問 合 せ 先 執行役員管理部長 佐藤 陵枝
電 話 番 号 03 - 3841 - 5431
U R L <http://www.fujikoh-net.co.jp/>

(訂正) 「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部訂正について

当社が、2019年11月1日付で公表いたしました「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」について、追加すべき公開買付者の特別関係者が新たに判明したこと等に伴い、関連する事項等一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、訂正箇所につきましては、下線で示しております。

記

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 意見の根拠及び理由

本「(2) 意見の根拠及び理由」の記載のうち、公開買付者に関する記載については、公開買付者から受けた説明に基づいております。

(ア) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を1,896,700株(所有割合：43.83%)としており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。なお、買付予定数の下限である1,896,700株は、当社第1四半期決算短信に記載された2019年9月30日現在の当社の発行済株式総数(4,541,000株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(213,623株)を控除した株式数(4,327,377株)の3分の2に相当する株式数に1単元(100株)未満に係る数を切り上げた株式数(2,885,000株)から不応募株式数(988,300株)を控除した株式数(1,896,700株)としているとのことです。また、買付予定数の下限である1,896,700株(所有割合：43.83%)は、当社第1四半期決算短信に記載された2019年9月30日現

在の当社の発行済株式総数（4,541,000株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（213,623株）及び不応募株式数（988,300株）を控除した株式数（3,339,077株）の過半数に相当する株式数（1,669,539株、所有割合：38.58%。これは、公開買付者と利害関係を有しない当社の株主の皆様が所有する当社株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する数にあたります。）を上回るものとなるということです。これにより、当社の少数株主の皆様の意思を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしているということです。一方、公開買付者は、当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式及び不応募株式を除きます。）を取得することにより、当社株式を非公開化することを企図しておりますので、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,896,700株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行うということです。

<後略>

（訂正後）

<前略>

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を1,896,700株（所有割合：43.83%）としており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行わないということです。なお、買付予定数の下限である1,896,700株は、当社第1四半期決算短信に記載された2019年9月30日現在の当社の発行済株式総数（4,541,000株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（213,623株）を控除した株式数（4,327,377株）の3分の2に相当する株式数に1単元（100株）未満に係る数を切り上げた株式数（2,885,000株）から不応募株式数（988,300株）を控除した株式数（1,896,700株）としているということです。また、買付予定数の下限である1,896,700株（所有割合：43.83%）は、当社第1四半期決算短信に記載された2019年9月30日現在の当社の発行済株式総数（4,541,000株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（213,623株）及び特別関係者（不応募株主並びに小林直人氏の子である小林美穂氏及び小林笑美氏の総称をいいます。以下同じです。）が所有する株式（993,300株）を控除した株式数（3,334,077株）の過半数に相当する株式数（1,667,039株、所有割合：38.52%。これは、公開買付者と利害関係を有しない当社の株主の皆様が所有する当社株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する数にあ

ります。)を上回るものとなるとのことです。これにより、当社の少数株主の皆様
の意思を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同
が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしていると
のことです。一方、公開買付者は、当社株式の全て(ただし、当社が所有する自
己株式及び不応募株式を除きます。)を取得することにより、当社株式を非公開
化することを企図しておりますので、本公開買付けにおいては、買付予定数の上
限を設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,896,700株)
以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

<後略>

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置
等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

(訂正前)

<前略>

⑤ マジョリティ・オブ・マイノリティ (majority of minority) を上回る買付
予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を1,896,700株(所
有割合:43.83%)としており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満
たない場合には、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行わないと
のことです。なお、買付予定数の下限である1,896,700株は、当社第1四半期決算短
信に記載された2019年9月30日現在の当社の発行済株式総数(4,541,000株)
から、同日現在の当社が所有する自己株式数(213,623株)を控除した株式数
(4,327,377株)の3分の2に相当する株式数に1単位(100株)未満に係る数を
切り上げた株式数(2,885,000株)から不応募株式数(988,300株)を控除した株
式数(1,896,700株)としているとのことです。また、買付予定数の下限である
1,896,700株(所有割合:43.83%)は、当社第1四半期決算短信に記載された
2019年9月30日現在の当社の発行済株式総数(4,541,000株)から、同日現在の
当社が所有する自己株式数(213,623株)及び不応募株式数(988,300株)を控除
した株式数(3,339,077株)の過半数に相当する株式数(1,669,539株、所有割
合:38.58%)。これは、公開買付者と利害関係を有さない当社の株主の皆様が所
有する当社株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイ
ノリティ (majority of minority)」に相当する数にあたります。)を上回るも
のとなります。これにより、当社の少数株主の皆様の意思を重視して、公開買付
者の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開
買付けを含む本取引を行わないこととしているとのことです。

⑥ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日に設定しているとのことです。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

<後略>

（訂正後）

<前略>

⑤ マジョリティ・オブ・マイノリティ (majority of minority) を上回る買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を 1,896,700 株（所有割合：43.83%）としており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。なお、買付予定数の下限である 1,896,700 株は、当社第 1 四半期決算短信に記載された 2019 年 9 月 30 日現在の当社の発行済株式総数（4,541,000 株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（213,623 株）を控除した株式数（4,327,377 株）の 3 分の 2 に相当する株式数に 1 単元（100 株）未満に係る数を切り上げた株式数（2,885,000 株）から不応募株式数（988,300 株）を控除した株式数（1,896,700 株）としているとのことです。また、買付予定数の下限である 1,896,700 株（所有割合：43.83%）は、当社第 1 四半期決算短信に記載された 2019 年 9 月 30 日現在の当社の発行済株式総数（4,541,000 株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（213,623 株）及び特別関係者が所有する株式数（993,300 株）を控除した株式数（3,334,077 株）の過半数に相当する株式数（1,667,039 株、所有割合：38.52%。これは、公開買付者と利害関係を有さない当社の株主の皆様が所有する当社株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (majority of minority)」に相当する数にあたります。）を上回るものとなります。これにより、当社の少数株主の皆様の意思を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしているとのことです。

⑥ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、34 営業日に設定しているとのことです。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

<後略>

以上